

春日部市建設工事等前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日部市契約規則（平成17年規則第126号）第11条第1項の規定に基づき、公共工事に要する経費の前金払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公共工事」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。

2 この要綱において「保証事業会社」とは、法第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。

3 この要綱において「保証契約」とは、法第2条第5項に規定する保証契約をいう。

(対象)

第3条 前金払の対象となる公共工事は、次に掲げるものとする。

(1) 1件の契約金額が500万円以上の建設工事

(2) 1件の契約金額が100万円以上の建設工事に伴う工事の設計及び調査又は測量（以下「設計業務等」という。）

(支払率等)

第4条 前払金の支払率は、当該契約金額の10分の4（設計業務等の契約金額については、10分の3）以内で市長が定める額とする。

2 前金払の支払額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 継続費等の2年以上にわたる契約における前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の公共工事の金額に対してすることができる。

4 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。

(請求等)

第5条 前払金を受けようとする者は、前払金請求書（別記様式）に保証事業会社の保証証書の原本を添えて市長に提出しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 前払金の支払時期は、前金払請求書を受理した日から起算して14日以内に行うものとする。

4 前払金の支払は、申請者が第1項の保証証書に記載した前払金の預託金融機関に振り込

むものとする。

(変更等)

第6条 市長は、前金払をした後、契約内容の変更により、契約金額に10分の4（設計業務等の契約金額については、10分の3）を乗じて得た額以上の増額が生じたときは、変更後の前払金の額に相当する額から既に支払った前払金の額を差し引いた金額の範囲内の額を前払金として追加して支払うことができる。

2 前払金の支払を受けた者は、変更後の契約金額が当初の契約金額より減額した場合において、既に支払を受けた前払金の額が変更後の契約金額の10分の5（設計業務等の契約金額については、10分の4）を超えたときは、その超過した額を契約変更の締結をした日から30日以内に返還しなければならない。

(使途制限)

第7条 前払金は、当該公共工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該公共工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とする。

(返還)

第8条 前払金の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 前払金を前条に規定する経費以外の支払いに充てたとき。

(2) 契約を解除したとき。

(3) 申請者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。

(4) 保証契約を解除したとき。

(5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、前金払に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(春日部市建設工事等前金払取扱要綱の廃止)

2 春日部市建設工事等前金払取扱要綱（令和5年3月30日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(附 則)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日部市建設工事等前金払取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名を行う契約手続その他の行為について適用し、同日前に公告又は指名を行う契約手続その他の行為については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にある改正前の春日部市建設工事等前金払取扱要綱の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日部市建設工事等前金払取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名を行う契約手続その他の行為について適用し、同日前に公告又は指名を行う契約手続その他の行為については、なお従前の例による。

前 払 金 請 求 書

年 月 日

春日部市長 あて

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名 印

下記案件について、春日部市建設工事等前金払取扱要綱第5条第1項の規定により、前払金の支払を請求します。

記

案 件 名	
工事（履行）場所	
工期（履行期間）	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 金 額	円
前 払 金 請 求 額	円

振込先	金融機関・店舗名														
	口座番号	普通・当座													
	名義人	(フリガナ)													
	相手方番号		—										—	9	9

【添付書類】

- 1 前金払に関する保証証書（原本）
- （電子保証の場合は、保証契約番号及び認証キー）